

達示第12号

令和6年3月29日

札幌刑務所長 飛鳥雅子

被収容者の金品の取扱いに関する実施細則

標記について、別添のとおり定め、本年4月1日から施行する。

なお、令和3年1月19日付け達示第2号「被収容者の金品の取扱いに関する実施細則」は、本達示施行日をもって廃止する。

別添

## 被収容者の金品の取扱いに関する実施細則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌刑務所（以下「当所」という。）及び札幌刑務支所、札幌拘置支所及び小樽拘置支所（以下「当所等」という。）の被収容者の金品の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3342号矯正局長通達「被収容者の物品の保管等について」（以下「通達」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

### 第2章 金品の検査等

(現金の検査)

第3条 次の各号に掲げる現金の金額の確認及び検査は、特に指示する場合を除き、複数の職員により行うものとする。

- (1) 被収容者が収容される際に所持する現金
- (2) 被収容者が収容中に取得した現金であって、次号に掲げる以外の現金
- (3) 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所等に持参し、又は送付した現金

2 通常の封筒の中に現金、電信為替等が同封されて送付された場合には、同封された金品を複数の職員により確認した上、速やかに、当該金品を会計課（支所においては担当部署等）に回付するものとする。

(物品の検査)

第4条 次の各号に掲げる物品の検査は、当該物品の形状等に応じて、目視、触手、エックス線、金属探知機その他の方法により行うものとする。

- (1) 被収容者が収容される際に所持する物品

(2) 被収容者が収容中に取得した物品（信書を除く。次号において同じ。）であつて、次号に掲げる物品以外のもの（当所等から支給された物品を除く。）

(3) 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所等に持参し、又は送付した物品

2 前項の検査を行うため物品を解体するなどして損壊する必要がある場合には、あらかじめ、当該物品の交付を受けようとする被収容者に対し、検査同意書（別紙様式1）の提出を求めるものとする。

3 検査職員は、当該物品の交付を受けようとする被収容者が検査同意書を提出した場合において、前項の規定により物品を解体するなどして損壊したときは、その検査の結果を記載し、かつ、検査同意書を添付した視察表を作成し、当職宛てに報告するものとする。

4 当該物品の交付を受けようとする被収容者が第2項の検査同意書の提出を拒むときは、その者に対し、その物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を行うよう指導した上、その日時、結果等を記載した視察表を作成し、報告するものとする。

（検査の記録等）

第5条 第3条又は前条の規定により金品（法第47条第1項に規定する保管私物を除く。）の検査を行った場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める帳簿に所定の事項を記載し、被収容者に指印を押なつさせるものとする。ただし、その者が指印の押なつを拒否するときは、当該帳簿にその旨を記載するものとする。

(1) 現金 領置金收受簿

(2) 物品 領置品基帳又は差入申出書

2 第3条第1項第2号又は前条第1項第2号に掲げる金品の検査を行った場合には、その日時、場所、検査職員の氏名、当該金品の品目等を記載した視察表を作成し、報告するものとする。

（被収容者の収容時の所持物品等の処分）

第6条 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる物品について、その総量が保管限度量又は領置限度量を超える場合には、被収容者に対し、その旨を告知し、超過量に相当する物品（以下「超過物品」という。）について親族その他相当と認める者

への交付、その他相当の処分を行うよう指導するものとする。

- 2 被収容者が前項の指導に従わない場合には、決裁を経た後、法第45条第1項に規定する相当の処分を求めるものとする。この場合においては、所定の期間内に当該物品を処分しないときは、当所等において、その超過量に相当する物品を売却してその代金を領置き、売却できないときは、廃棄することがある旨も併せて告知するものとする。
- 3 超過物品の選択は、前項の処分を求める際に、被収容者に行わせるものとする。ただし、被収容者が選択しないときは、職員が超過物品を選択するものとする。この場合において、選択した物品名を被収容者に告知するものとする。
- 4 超過物品については、仮留品として保管し、第1項に規定する処分を求めた日から1月（交付物の受領を依頼中であることが明らかであるときその他のやむを得ない事由があるときは相当と認める期間）が経過したときは、決裁を経た後、これを売却してその代金を領置きする。ただし、売却することができないものは、決裁を経て、廃棄する。この場合において、そのてん末を当該被収容者に告知等するものとする。
- 5 収容時の所持物品等の処分の手続については、前各項に定めるもののほか、通達記8の（1）から（7）までの例による。

### 第3章 保管私物等

（保管私物の保管方法等）

第7条 通達記1の（1）に定める保管私物の保管場所は、居室内の所定の場所に置く私物保管バッグ（私物保管袋を含む。以下「居室私物バッグ」という。）とする。その容量は「居室私物バッグ」80リットルとする。

なお、女子受刑者及び男子受刑者を除くその他の被収容者の保管私物の保管場所については、私物品整理棚（以下「私物棚」という。）及び居室私物バッグとする。その容量は「私物棚」（5リットル）及び「居室私物バッグ」（80リットル）を合わせたものとする。

- 2 前項の規定により私物棚を保管場所に指定するときは、私物棚の上端からおおむね10センチメートルを超えない範囲内で保管私物を保管させるものとする。
- 3 第1項の規定による居室私物バッグには、物品を無理なく収納することができ

る範囲内で保管私物を保管させるものとする。

- 4 第1項の規定による居室私物バッグに施錠設備（ダイヤルにより施錠するものに限る。）があるときは、被収容者にダイヤル番号を指定させるものとする。

なお、ダイヤル番号については、居室私物バッグを交付する際に領置品基帳の余白部分へ被収容者により記載をさせ、指印を押なつさせるものとする。

（保管限度量等）

第8条 法第48条第2項に規定する保管限度量は、前条第1項の規定により指定した保管場所の容量の合計とする。

- 2 法第48条第2項に規定する領置限度量は、容器（容積おおむね70リットル）に入る量までとする。

- 3 被収容者の保管私物（規則第20条に定める除外物品（（本人を当事者とする未確定訴訟の書類）以下「除外物品」という。）を除く。）の総量が保管限度量又は領置限度量を超えるときは、第6条（第5項を除く。）の規定を準用する。この場合においては、第6条第3項中「前項の処分を求める際に」とあるのは、「法第45条第1項に規定する相当な処分（親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分）を行う際に」と読み替えるものとする。

- 4 保管私物の処分の手続については、前項に定めるもののほか、通達記8の（3）から（7）までに定める手続を行うものとする。

（除外物品の保管方法）

第9条 除外物品は、法第48条第4項本文の規定により領置を認める場合を除き、居室内で保管させるものとする。

（保管私物の領置）

第10条 法第48条第4項本文の規定により被収容者が領置することを求めた場合において、交付すべき親族がないとき、所内では使用しないが出所後の生活に必要であり売却不相当であるものであるとき、その他のやむを得ない事由があるときは、その事由、許可相当の物品名、数量等を記載した視察表を作成し、決裁を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、領置する物品を限定する必要があるときは、同条第5項の規定により引き渡す見込みの少ないものを優先的に選定するものとする。

（保管私物の表示）

第 1 1 条 保管私物には、所有者を特定するため、呼称番号を記入させるものとする。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、呼称番号を記入させないことができる。

#### 第 4 章 購入

(領置金及び作業報奨金の使用の申請手続)

第 1 2 条 被収容者が領置金及び作業報奨金の使用を希望するときは、所定の願箋を提出させるものとする。

(領置金及び作業報奨金の使用の制限)

第 1 3 条 被収容者の申し出た自弃物品等の購入を許可することにより、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることが予測される場合には、その旨を告知し、購入の変更若しくは取消し又は購入品の交付日までにおける保管私物の他の者への交付（以下「宅下げ」という。）若しくは廃棄を指導するものとする。ただし、石けん、ちり紙等の日常生活に必要な消耗品の購入については、購入申込みを次回に繰り越しても支障がない量の同種物品を所持している場合を除き、制限しないものとする。

2 被収容者が、前項の指導に応じない場合には、決裁を経た後、法第 4 9 条の規定により自弃物品等の購入を差し止めるものとする。この場合においては、当該被収容者に対し、その旨を告知するものとする。

3 前項の告知を行った場合には、処分等告知簿（別紙様式 2）に所定の事項を記録し、当該被収容者に呼称番号及び名字を記載させるものとする。ただし、被収容者が記載を拒否するときは、同告知簿にその旨を記載するものとする。

4 作業報奨金の使用限度額等については、別に定める。

(購入手続後の準用)

第 1 4 条 自弃物品等の購入願箋を受け付けた場合において、その後に差入れ等がなされ、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることが予測される場合又は自弃物品等の購入手続に着手した後、差入れ等がなされ、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることが予測される場合には、前条の規定を準用する。

(購入の適用除外)

第15条 前2条の規定にかかわらず、被収容者が次の各号に定めに掲げる物品等の購入を申し出たときは、決裁を経た後、その購入を認めるものとする。

- (1) 訴訟の遂行上必要と認められる物品
- (2) 医療上必要と認められる物品
- (3) 受刑者にあつては、その他矯正処遇上必要と認められる物品

## 第5章 差入れ

### (差入物の受付)

第16条 差入れの受付を担当している職員（以下「受付担当職員」という。）は、被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所等に持参した現金及び物品（以下「差入物」という。）について、法第46条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める場合には、当該差入物を持参した者（以下「差入人」という。）に対し、これを引き取るよう指導するものとする。

2 受付担当職員は、差入人が前項の指導に従わず、又は差入人の所在が明らかでないため前項の指導を行うことができない場合には、これを受け付けた上、その旨を上司に報告するものとする。

3 前項の規定により受け付けた差入物は、仮留品として取り扱うこととし、仮留品書留簿又は仮留金受払簿に必要事項を記載の上、物品管理官等の決裁を受けるものとする。

### (差入物の引取り)

第17条 差入物について、法第46条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、決裁を経た後、同項の規定により、差入人に対し、これを引き取るよう求めるものとする。

なお、原則、着払いによる郵送差入れは受け付けない。

### (公告の手續)

第18条 会計課長（札幌刑務支所及び札幌拘置支所においては庶務課長。以下同じ。）は、第16条第2項の規定により受け付けた差入物のうち差入人の所在が明らかでないため引き取らせることができない場合には、第46条第2項の規定による公告（以下「公告」という。）の案を作成し、決裁を受けるものとする。

2 公告は、当該差入物を受けた当所等の庁舎前に設置してある掲示板に掲示する

ことにより行うものとする。

- 3 公告の掲示期間（14日間）が経過した後、公告について問い合わせがあった場合には、その者の氏名等を確認した上、該当する公告事項を記録した書面を閲覧させるものとする。

（国庫帰属の手続）

第19条 会計課長は、前2条に基づき引取りを求めた日又は前条に基づき公告した日から起算して6月を経過する日までに、差入人がその現金又は物品の引取りをしない場合には、決裁を経た上、国庫帰属の手続を行うものとする。

（売却又は廃棄の手続）

第20条 会計課長は、第16条第2項の規定により受け付けた差入物が法第45条第1項各号（保管不可・不適）のいずれかに該当する場合には、公告の日から6月以内でも、前条の規定にかかわらず、決裁を経た上、法第46条第4項の規定により売却又は廃棄の手続を行うものとする。

（差入物の処分）

第21条 法第44条第3号の規定により受け付けた差入物のうち、法第46条第1項第5号又は第6号（自弁物品等以外）に該当するもの（同項第1号から第4号（秩序害等物品）までのいずれかに該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、被収容者に対し、親族その他相当と認める者への交付、その他相当の処分を行うよう指導するものとする。

- 2 被収容者が前項の指導に従わない場合には、決裁を経た後、法第46条第6項の規定により準用する法第45条第1項に規定する相当の処分（親族への交付等）を求めるものとする。この場合においては、所定の期間内に当該物品を処分しないときは、当所等において、その超過量に相当する物品を売却してその代金を領置し、売却できないときは、廃棄することがある旨も併せて告知するものとする。

- 3 法第45条第1項に規定する処分を求めた日から1月（交付物の受領を依頼中であることが明らかであるときその他のやむを得ない事由があるときは当職が相当と認める期間）が経過したときは、決裁を経た後、これを売却してその代金を領置する。ただし、売却することができないものは、決裁を経て、廃棄する。

4 差入物の処分の手続については、前各項に定めるもののほか、通達記 8 の（5）から（7）までの例による。この場合において、そのてん末を当該被収容者に告知等するものとする。

（差入れ等に関する制限）

第 2 2 条 法第 5 1 条の規定に基づく差入人による被収容者に対する物品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入することができる種類及び数量については、別途、定める。

2 一人の差入人が 1 日（同一日）に一人の被収容者に差入れできる書籍（雑誌以外の書籍で、単独に刊行される市販の製本された出版物（いわゆる単行本。全集等を含む。））及び雑誌（定期的に号を追って刊行（増刊号を含む。）される市販の製本された出版物）を合わせた冊数は、6 冊以内とする。

## 第 6 章 保管私物又は領置金品の交付等

（保管私物又は領置金品の交付）

第 2 3 条 被収容者が保管私物又は領置金品の宅下げ（当所等の被収容者（各種被収容者を含む。）への交付を除く。）を希望するときは、所定の願箋を提出させるものとする。

2 前項の願箋が提出された場合において、交付（その相手方が親族であるものを除く。）することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、又は被収容者が受刑者である場合においては、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき、若しくは被収容者が未決拘禁者である場合においては、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるときに該当するかについて、調査を行うものとする。

3 前項の調査の結果、宅下げに支障がないときは、当該被収容者が宅下げを希望する物品の検査その他の宅下げの手続を行うものとする。

4 宅下げの方法は、次のとおりとする。

（1）窓口における交付

（2）郵送等による送付

5 第 2 項の調査又は第 3 項の検査の結果、宅下げを認めることが相当でない場合には、被収容者に対し、宅下げの相手方を変更し、又は宅下げの申出を取り下げる

よう指導するものとする。

- 6 被収容者が前項の指導に従わない場合には、視察表による決裁を経た後、法第 50 条の規定により、宅下げを許さないものとする。この場合においては、当該被収容者に対し、その旨を告知するものとする。

(領置物の引渡し等)

第 24 条 法第 52 条の規定により被収容者の釈放の際に引き渡す領置物品は、本人の面前で関係書類と対査照合するものとする。

- 2 前項の規定は、法第 53 条から第 55 条に規定する遺留物について準用する。

(労役場留置者への準用)

第 25 条 本達示中、受刑者に関する部分は、労役場留置者に準用する。

(監置場留置者への準用)

第 26 条 本達示中、受刑者以外の被収容者に関する部分は、監置場留置者に準用する。

別紙様式 1

所 長		部 長		関係 課長		関係 職員		担 当	
--------	--	--------	--	----------	--	----------	--	--------	--

検 査 同 意 書

工 場		番 号		名 字		証 明	
<p>下記物品の解体等の検査に同意します。                  物品が解体され、原状に復することができなくなることがあっても致し方ありません。</p>							
No.	品	名	数量	No.	品	名	数量

年 月 日

別紙様式 2

処 分 等 告 知 簿

告知年月日	称呼番号	名 字	告知者
下記物品等についての購入等差し止めの告知を受けました。			
物 品 名	数 量	物 品 名	数 量